

諮詢番号：令和6年度諮詢第2号

答申番号：令和7年度答申第1号

答申書

第1 審査会の結論

審査請求人が、令和6年2月19日付けで提起した、処分庁本庄市長（総務部収納課）（以下「処分庁」という。）が行った「令和5年11月14日付け市税滞納に係る財産差押処分」に対する審査請求（以下「本件審査請求」という。）は棄却すべきであるという審査庁の判断は、妥当である。

第2 事案の概要

本件は、処分庁が行った、地方税法（昭和25年法律第226号）第373条第1項及び第728条第1項並びに国税徵収法（昭和34年法律第147号）に規定する滞納処分の例により、審査請求人が滞納していた平成31年度第1期から令和5年度第2期までの固定資産税及び都市計画税並びに令和3年度第8期の国民健康保険税（以下「本件滞納市税」という。）に対して、令和5年11月14日付けで行った、生命保険会社（以下「本件第三債務者」という。）に有する生命保険契約に基づく全ての支払請求権及び解約返戻金支払請求権（以下「本件差押債権」という。）に対する差押処分（以下「本件処分」という。）の取消しを求める事案である。

第3 事実関係

1 関係法令等の定め（本件処分に係る根拠法令）

民法第488条は、債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務がある場合の充当について、弁済をする者による充当先の指定、弁済をする者が充当先を指定しない場合の充当先の指定等について規定している。

地方税法第373条第1項は固定資産税について、第728条第1項は国民健康保険税について、滞納者が督促を受け、その督促状を発した日から起算して10日を経過した日までにその督促に係る当該税に係る地方団体の徵収金を完納しないときは、市町村の徵税吏員は、当該税に係る地方団体の徵収金につき、滞納者の財産を差し押さえなければならないと規定している。

国税徴収法第75条から第78条は、一般の差押禁止財産、給与の差押禁止、社会保険制度に基づく給付の差押禁止及び条件付差押禁止財産について、差押を禁止する財産や給与等の差押禁止部分等について規定している。

2 処分の内容及び理由

処分庁は、令和5年10月19日付けで、審査請求人に対し本件滞納市税の納税相談及び納税を促すため、差押予告書を発送した（指定納期限：令和5年10月27日）。差押予告書には、本件滞納市税について、再三にわたって納付するよう督促状・催告状によりお願ひしていること、このままにしておくと給与報酬債権、不動産等物件、有価証券等の差押を執行すること等の記載がされている。しかし、審査請求人から指定納期限までに納税相談及び納税はなかった。

処分庁は、本件滞納市税について、審査請求人の自主納付による完納は困難であると判断し、令和5年11月15日午前9時、債権差押通知書（正本）が本件第三債務者に送達され、国税徴収法第62条第3項により、本件差押債権に対する本件処分を執行した。

処分庁は、国税徴収法第54条の規定に基づき、令和5年11月24日付けで、審査請求人に対し、本件処分に係る差押調書（謄本）を発送し、同年11月27日に送達された。

3 調査審議の経過

令和6年7月30日 審理員から審理員意見書が提出された。

令和7年2月 3日 当審査会において審議を行った。

令和7年3月10日 当審査会において審議を行った。

第4 審理員意見書の要旨

1 審理段階における審理関係人の主張

（1）審査請求人の主張の要旨

毎月分割納付していた5,000円が納期限の古い順に充当されていれば、本件滞納市税の一部は消滅しているはずである。正しく充当されていれば存在していないはずの本件滞納市税に対しての差押処分は違法である。

また、処分庁の担当職員による、恣意的な差押財産の調査及び裁量の範囲を逸脱した本件処分は違法である。

（2）処分庁の主張の要旨

本件滞納市税の充当先は、審査請求人から充当先の意思表示がなかったため、民法の規定に基づいて充当している。

また、本件差押債権に対する調査及び本件処分は、地方税法及び国税徴収法

を踏まえて、適法かつ適正に行った結果であるから、本件請求は棄却されるべきである。

2 審理段階における論点整理

- (1) 分割納付された本件滞納市税の充当先に、違法又は不当となる点があるか否か。
- (2) 処分庁の財産調査及び本件滞納市税に対する本件差押債権の本件処分に、違法又は不当となる点があるか否か。
- (3) その他本件処分に違法又は不当となる点があるか否か。

3 審理員意見の要旨

(1) 審理員の意見

本件審査請求には理由がなく、棄却されるべきである。

(2) 審理員意見の理由

ア 分割納付された本件滞納市税の充当先に、違法又は不当となる点があるか否かについて

民法第488条第1項は、債務者が同一の債権者に対して同種の給付を目的とする数個の債務を負担する場合において、弁済として提供した給付が全ての債務を消滅させるに足りないときは、弁済をする者は、給付の時に、その弁済を充当すべき債務を指定することができるとしている。同条第2項は、弁済をする者が充当すべき債務を指定しないときは、弁済を受領する者は、その弁済を充当すべき債務を指定することができるとしている。ただし、弁済をする者がその充当に対して直ちに異議を述べたときは、この限りではないとしている。同条第3項は、弁済の充当の指定は、相手方に対する意思表示によってするとしている。

これを本件についてみると、審査請求人は、延滞金が加算される古い滞納市税から順に充当されていれば、本件滞納市税の一部は消滅していたはずであるため、処分庁は正しく充当していないと述べている。

一方で、処分庁は、審査請求人が納税の際に充当先の意思表示をしなかったため、民法の規定に基づき充当先を指定し、充当先が記載された領収書を審査請求人に交付することにより、充当の指定の意思表示をしており、この際、審査請求人から、充当に対しての異議を述べられたことはない。

また、納期限が古い順に充当した場合と実際に処分庁が充当した場合を比較すると、納期限が古い順に充当した場合のほうが、未納税額及び未納延滞金額

ともに多いため、処分庁は正しく充当していないとは言えない（弁明書に資料有）。

以上のことから、納期限が古い順に充当していれば、一部の本件滞納市税は消滅することもあるが、処分庁がした本件滞納市税の充当先に、違法又は不当となる点は見当たらない。

イ 処分庁の担当職員による財産調査及び本件滞納市税に対する本件差押債権の本件処分に、違法又は不当となる点があるか否かについて

処分庁の担当職員は、地方税法第1条第1項第3号に規定する市長から委任を受けた徴税吏員であり、同法第373条第1項及び第7項で固定資産税について、第728条第1項及び第7項で国民健康保険税等について、滞納者の財産の差押え及び滞納処分についての権限を与えている。滞納処分については、国税徴収法に規定する滞納処分の例によると規定しており、同法第141条は、徴収職員の滞納処分に関する調査に係る質問検査権について規定している。

まず、審査請求人は、今までの担当職員には、毎月5,000円程度を分割納付していればいいと言われていたと主張している。

また、令和5年7月27日に現在の担当職員と初めて本件滞納市税について話をし、生活状況について今までと状況は変わらないと話をしたにもかかわらず、分割納付額の増額を促され、審査請求人が同意しなかったため、恣意的に本件処分に至ったと主張しており、この主張が事実であれば、処分庁がした本件処分は適切であったとは言えない。しかし、審査請求人の年度ごとの新規課税額と納付額を比べると、平成31年度以外の年度において、新規課税額より納付額が少ないために、滞納税額が増加している状況で、処分庁が、毎月5,000円程度の分割納付の継続を了承していたとは考えられない。

また、処分庁は、審査請求人の長年の納付状況をみて、本件滞納市税の自主納付による完納が見込めないと判断し、現在の担当職員に変更になる前に、国税徴収法第153条の規定に基づく納税の緩和制度（滞納処分の執行停止）の適用を検討し、審査請求人の財産調査をした結果、本件差押債権を発見した。そのため、滞納処分の執行停止ではなく本件処分に至ったに過ぎず、財産差押えの決定については、処分庁の意思決定手続を踏んでいることからも、現在の担当職員が恣意的に今までの担当職員から取扱いを変更したわけではない。

次に、審査請求人は、本件滞納市税の金額程度で生命保険の差押えを行うことは、平等性に欠けると主張しているが、一方で、納期限内に納付している多くの納税義務者との公平性を考えれば、滞納市税の完納に向けた自主納付が見込めない場合、差押財産が発見されれば、国税徴収法の滞納処分の例により差し押えるのは当然のことであり、国税徴収法では滞納金額の多寡は問題としていない。

また、審査請求人は、なぜ所有不動産ではなく本件差押債権を差し押えたの

かについても、現在の担当職員の恣意的な判断であると述べているが、差押えの目的は、その財産を換価し、滞納税に充当することであることから、すぐに換価が可能な本件差押債権を差し押えるのは当然であると言える。

さらに、審査請求人は、毎月真面目に納付を続けていたと強調しているが、納付記録を確認する限り、平成31年3月29日の納付以降、令和5年11月までの間に数か月分の納付記録がなく、かつ、近年は積極的に分割納付月額を増額している月は認められず、亡母の滞納市税の納付や体調不良の月があったことを考慮しても、完納に向けた自主納付の見込みがないと言わざるを得ない。

このように、期限内に納付している納税義務者との公平性を保つという点を考えても、本件処分に至るまでの審査請求人に対する処分庁の対応は、社会通念上著しく妥当性を欠き、差押財産の選択又は差押えの時期に関する徴税吏員の裁量権の範囲を逸脱しているとは言えず、違法又は不当である点は見当たらない。

ウ その他本件処分に違法又は不当となる点があるか否か。

審査請求人は、現在の担当職員の対応に不満や不信感があることを強く主張している。これは、現在の担当職員と審査請求人の間で、完納に向けた分割納付月額の増額の必要性についての説明の場が一度しかなく、十分な理解がされないまま、本件処分に至ったことが原因であると考える。

一方で、処分庁は、滞納税の分割納付は法律上の根拠に基づくものではないが、審査請求人の生活の維持がむやみに損なわれることのないよう配慮しながら、長年にわたり、本件滞納市税の分割納付をやむを得ず了承していた。

さらに、処分庁は、法律上の義務はないが、審査請求人に対して、自主納付を促すために差押予告書を送付し、新たに納付期限を設け、完納に向けた納税相談や自主納付の機会を与えていた。

したがって、本件処分は、審査請求人が、処分庁により突然なされた処分であると一方的に感じたとしても、そのことにより、この処分が違法又は不当となるものではない。

第5 調査審議における審査関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

調査審議において、審査請求人から新たな主張はなされていない。

2 処分庁の主張の要旨

審理員意見書のとおり

第6 論点整理

以下の2点について、違法又は不当となる点があるか判断する必要がある。

- (1) 分割納付された本件滞納市税の充当先
- (2) 処分庁の財産調査及び本件滞納市税に対する本件差押債権の本件処分
- (3) その他本件処分に違法又は不当となる点があるか否か。

第7 答申の理由

1 認定した事実及び論点に対する判断

上記第4の3 (2) と同じ。

第8 まとめ

以上の点から、本件審査請求には理由がないと認められるので、本件審査請求は棄却すべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

よって、「第1 審査会の結論」記載のとおり答申する。

(答申に関与した委員の氏名)

矢部 喜明、増井 武文、羽田 真